

広島県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第三百二十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・五・二〇九号駅前線

三 事業施行期間

平成八年十一月十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成八年広島県告示第千八十九号及び平成十五年広島県告示第三百五十六号の事業地のうち、広島市佐伯区五日市町大字皆賀及び五日市町大字昭和台地内において、事業地を変更する。

使用の部分

平成八年広島県告示第千八十九号及び平成十五年広島県告示第三百五十六号の事業地に広島市佐伯区五日市町大字皆賀及び五日市町大字昭和台を加える。